

新一関市の農業振興地域整備計画の策定に係る 農用地区域の除外・編入の申し出について

「農振除外・編入」の申し出期間は
4月3日から5月31日まで

市では、平成18年度に農業振興地域整備計画（通称「農振計画」）を策定します。

この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、農業の健全な発展を目指して、自然条件、土地利用の動向、人口・産業の将来の見通しなどを考えながら農用地の効率的な利用を図り、生産性の高い農業と豊かで住みよい農村環境を確立するための大切な計画であり、10年先を展望した農業振興の基本計画となるものです。

この計画により農用地区域に指定されると、ほ場整備事業や農地売買の際の優遇税制の適用など、優良農地を保護しながら農業振興のための事業が進められます。また、一定の要件がありますが、中山間直接支払制度の対象として交付金を受けることができます。

今回の計画策定後の5年間は、原則として農振除外ができなくなり、19年度から23年度までに農用地を農業以外の目的で

利用したい、または農用地に編入したいとお考えの方は、本庁農政課または各支所産業経済課まで申し出を行ってください。

なお、策定期間中（18年度中）は個別の農振除外はできませんので、除外を希望する場合は必ず申し出を期間内に行ってください。

農振除外とは

農業振興地域内には、農地としての利用を確保するために「農用地区域」を設けています。この地域は、農業以外の目的での利用が制限されています。

農用地を宅地などに転用するためには、農用地区域からの除外の手続きが必要になります。この「農業振興地域における農用地区域からの除外」のことを略して「農振除外」といいます。農振除外の許可後に農業委員会で農地転用の手続きを行うこととなります。

農地転用を考えている方は 申し出を

農用地区域に住宅などの建築を計画するなど、今後5年の間

に農地転用をしたいと考えている方は、農振除外の手続きが必要ですので、本庁農政課または各支所産業経済課へ申し出を行ってください。

除外の要件

- ◆ 農振除外には次の要件をすべて満たす必要があります。
- ◆ 農用地区域外に代替する土地がないこと
- ◆ 必要最小限の計画面積であること
- ◆ 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ◆ 農用地区域の変更により土地改良施設の機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと
- ◆ 変更後土地利用の混在が生じないこと
- ◆ 土地基盤整備事業実施区域内では、事業完了から8年を経過していること
- ◆ 転用目的の実現が確実であること

●問い合わせ先

本庁農政課農政企画係
☎②①8421
各支所産業経済課

一関市男女共同参画プラン策定懇話会

公募委員を募集します

市では、男女が共に輝く心豊かな社会の実現を目指し、男女共同参画社会を推進するための指針となる計画策定に取り組みます。

市民の皆さんの意見を広くお聞きし、計画に反映させるため「一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員」を募集します。

懇話会委員の活動内容

- ▼ 協議内容：計画策定に関する事項について意見や提言を述べること
- ▼ 委員数：20人以内
- ▼ 開催回数：4回程度（12月ごろまで）
- ▼ 任期：委嘱の日から計画策定まで
- ▼ 謝礼：市の規定により支給

▼公募委員について

▼募集人員：4人

- ▼ 応募者の要件
- ① 市内に住所を有し、申し込み日現在、満20歳以上の人
- ② 会議は原則、平日の昼間に開催するため、その時間帯に出席可能な人
- ③ 男女共同参画社会推進に関心をもち、その推進計画の策定について意見を述べるができる人

▼応募方法

：応募用紙（本庁企画調整課および各支所地域振興課にあります）に、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、経歴（職歴や社会活動の経験、現在実践されている活動など）、男女共同参画社会推進についての意見（200字程度）を記入し、本庁企画調整課または各支所地域振興課に提出してください。同一の内容を記載すれば様式は問いません。提出書類は、郵送、ファクス、電子メールでも受け付けます。応募用紙は返却いたしませんのでご了承ください。

▼応募期間：3月15日（水）～27日（月）17時必着

- ▼ 選考方法：応募された人の中から、提出された意見をもとに選考します。
- ▼ 選考結果の通知：応募された人全員に、選考結果を連絡します。

●提出先・問い合わせ先

一関市役所企画調整課男女共同参画推進係
〒021-8501（住所不要）
☎②①2111 FAX②①5202
kikakuchousei@city.ichinoseki.iwate.jp
各支所地域振興課